

平塚市医師会訪問看護ステーション 訪問看護・介護予防訪問看護運営規定

(事業の目的)

第1条 平塚市医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。

この事業は、疾病・負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態または、身体機能の維持悪化防止が必要な状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し看護師等が訪問して、質の高い介護サービスを提供する。療養上の世話又は必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要援護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護・介護予防訪問看護の実施にあたっては、地域の医療・保健・福祉サービス、関係市町村との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 訪問看護・介護予防訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：平塚市医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地：平塚市東豊田448番地の3 平塚市保健センター内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（看護師または保健師）
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 訪問看護師の管理
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
 - ⑤ 利用者の缶ご方針、手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理
 - ⑦ 関係機関との連絡調整
 - ⑧ 事業計画、事業報告の作成
 - ⑨ 設備・備品等の衛生管理
 - ⑩ 管理事務処理並びに経理処理
- (2) 訪問看護職員 10名（常勤兼務9名・非常勤兼務1名）
 - ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
 - ② 訪問看護計画の作成及び介護訪問看護・介護予防訪問看護の実施
 - ③ 訪問看護・介護予防訪問看護実施内容の記録及び報告
 - ④ 必要に応じ主治医との連絡調整
 - ⑤ 管理者への協力

(3) 事務員 1名

必要な事務を行う。

2 業務の状況に応じて、従業者数を増減する。

(営業日、営業時間及び24時間連絡体制等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：原則として、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日より1月3日まで)は除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応する。

(訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師等が利用者宅を訪問して、訪問看護計画を作成し訪問看護・介護予防訪問看護を実施する。

2 いずれの場合も訪問看護の内容や訪問回数等を利用者または家族に説明し同意の上、訪問を開始する。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 病状観察(血圧、体温、脈拍等)

(2) 清拭・洗髪

(3) 褥瘡の予防・処置

(4) ターミナルケア

(5) カテーテル等の管理

(6) リハビリテーション

(7) 食事・排泄等の介助

(8) 家族の介護指導等、在宅療養を維持するための必要な援助相談

(9) 認知患者の看護

(10) その他医師の指示による処置

(11) 他職種との連携

2 サービスの回数と時間

介護保険の要支援・要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」でない方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし訪問の時間は30分未満・1時間未満・1時間半未満のいずれかとする。

(利用料)

第8条 利用料金等は次のとおりとする。

訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護・介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割の額とする。

料金表は別添のとおりとする。

2 利用料金は原則として利用者負担金に対し1カ月毎に銀行・郵便局等の金融機関からの引き落としにて受領し領収書を発行する。

3 その他の利用料金は次のとおりとする。

(1) 介護保険

- ① 第9条に定める実施地域での訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費は徴収しない。
- ② 事業の実施地域外での訪問看護・介護予防訪問看護に要する交通費は平塚市外縁から訪問先までとする。
料金は別添のとおりとする。

(2) 介護保険外の有償サービス

- ① 利用者の申し出による休日・長時間に当たる訪問看護・介護予防訪問看護料金は別添のとおりとする。
- ② 利用者の申し出による緊急対応的訪問看護・介護予防訪問看護料金は別添のとおりとする。
- ③ 利用者の申し出による通常の訪問看護・介護予防訪問看護サービス以外の訪問看護料金は別添のとおりとする。
- ④ 利用者の申し出による死後の処置に伴う費用は、別添のとおりとする。
- ⑤ 訪問看護・介護予防訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、訪問看護・介護予防訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
- ⑥ 受領証明書等の発行時に文書料として1通につき500円徴収する。

(3) 加算等

利用者の申し出により、第5条第2項の対応を実施した場合には、介護保険療養費に緊急時訪問看護加算及び特別管理加算として、厚生労働大臣が定める額を算定する。
別添のとおりとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業所がサービスを提供する通常の実施地域は、平塚市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 緊急時等における対応方法を主治医、利用者と確認をして訪問看護・介護予防訪問看護を開始することとする。

2 訪問看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

3 主治医への連絡が困難な場合は、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講ずるものとする。

4 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する情報交換会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止ための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する情報交換会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は、適切な訪問看護・介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、従事者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、社会的使命を認識し、従事者の質的向上を図るため研究、研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

・採用時研修1ヶ月以内、また継続研修年1回行うものとする。

2 個人情報の取り扱いに関して、従事者は業務上知り得た秘密を保持しなければならない。また、退職後も同様とする。

・利用者より得た情報は個人情報同意書を交わした範囲の利用とし、利用目的達成のための利用とする。

・情報開示は状況を改善する目的外は拒否することができる。

・学生の実習においては、利用者・家族とプライバシー保護のため同意書をもって同意を得る。

3 相談・苦情については、管理者が対応する。

附則

- この規程は、平成17年4月1日改訂施行する。
- この規程は、平成18年4月1日改訂施行する。
- この規程は、平成19年6月1日改訂施行する。
- この規程は、平成20年4月1日改訂施行する。
- この規程は、平成20年11月1日改訂施行する。
- この規程は、平成21年4月1日改訂施行する。
- この規程は、平成21年5月1日改訂施行する。
- この規程は、平成22年11月1日改訂施行する。
- この規程は、平成24年4月1日改訂施行する。
- この規程は、平成26年4月1日改訂施行する。
- この規程は、平成27年11月14日改訂施行する。
- この規程は、令和元年7月11日改訂施行する。
- この規程は、令和元年10月1日改訂施行する。
- この規程は、令和元年11月1日改訂施行する、
- この規程は、令和3年4月1日改訂施行する。
- この規程は、令和4年11月1日改訂施行する。